

告 示 第 7 1 3 号

令和 7 年 5 月 1 9 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

磯海水浴場施設設置等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

磯海水浴場施設設置等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により公告します。

なお、この契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記の要領により制限付き一般競争入札参加資格審査願を提出してください。

## 記

### 1 入札に付する事項

磯海水浴場施設設置等業務委託契約

### 2 契約締結の方法

制限付き一般競争入札

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日以後に国又は地方公共団体が発注する業務の契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (3) 納期が到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる営業所等を有する者にあつては、主たる営業所等の所在地の市区町村税）を完納していること。
- (4) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく

入札参加除外措置を受けていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続又は再生手続の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (8) 鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (9) 海水浴場開設に係る施設の設置、撤去及び清掃の業務のできる機械又は器具を有していること。
- (10) 令和4年度以降に国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公共的団体との、土木工事の契約実績があること。

#### 4 資格審査願等の交付及び受付期間等

##### (1) 交付及び受付期間

令和7年5月19日（月）から同月28日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

##### (2) 交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

##### (3) 資格審査願等交付場所、提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光交流局スポーツ課（みなと大通り別館5階）

電話 099-803-9622

##### (4) 提出書類

ア 磯海水浴場施設設置等業務委託契約制限付き一般競争入札参加資格審査願（様式あり）

イ 印鑑証明書

ウ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（徴収猶予の適用を受けている場合は、徴収猶予の適用を証する書類。写し可）

ただし、鹿児島市内に主たる営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村税」納税証明書とする（徴収猶予の適用を受けている場合は、徴収猶予の適用を証する書類。写し可）。

エ 保有機械・器具一覧表

オ 工事経歴書（令和4年度以降に受注した土木工事の工事経歴書。特に、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公共的団体との契約については漏れなく記入し、うち1件については契約書の写しを添付すること。）

5 入札説明会

実施しない。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和7年6月5日（木）午後4時30分から

(2) 場所

鹿児島市役所みなと大通り別館5階501会議室

7 入札保証金に関する事項

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除する。

8 最低制限価格

設定しない。

9 郵送及びファックスによる入札

郵送及びファックスによる入札は、認めない。

10 開札の方法

即時開札

11 落札者の決定

予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

12 入札の無効等について

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び資格審査願に虚偽の記載をした者のした入札

イ 入札書に記名のない入札又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

ウ 入札金額を訂正した入札書による入札

エ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

オ 複数の入札書による入札（他の入札参加者の代理人として行う入札を含む。）

カ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、当該契約に係るその後の再度の入札に参加することはできない。
- (4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

### 1 3 契約保証金に関する事項

鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により契約保証金は、免除とする。